

## 令和5年度 指定管理者運営評価シート

所管課	育成センター課
-----	---------

### 1. 公の施設

公の施設の名称	西宮市立留守家庭児童育成センター (浜脇、用海) 指定期間: 令和2年4月1日～令和6年3月31日 (香櫞園) 指定期間: 令和4年4月1日～令和8年3月31日
所在 地	西宮市浜脇町5番48号 他
施設概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童の遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画としての育成室、玄関、トイレ等。
施設の設置目的	児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に適切な遊びと生活の場を与えて健全育成を図る。

### 2. 指定管理者

指定管理者	団体名	社会福祉法人 神戸YMCA福祉会	指定期間	開始日	-
	所在地	神戸市中央区加納町2丁目7番11号		終了日	-
選定方法		公募	評価対象年	-	

### 3. 指定管理者の業務履行状況

①施設の維持・管理関係	(1) 開館時間 ア 小学校の授業日 下校時から午後7時まで イ 小学校の休業日 午前8時から午後7時まで（土曜日は午後5時まで） (2) 休館日 ア 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 イ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで ウ 上記ア・イのほか市長が特に必要と認める日 (3) その他、市と指定管理者が締結する基本協定並びに西宮市立留守家庭児童育成センター条例（昭和63年西宮市条例第81号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（昭和63年西宮市規則第99号。以下「規則」という。）並びに西宮市立留守家庭児童育成センターの設置運営に関する事務取扱要綱等市の関係要綱・要領の規定に基づいて管理運営を行うこと。
	(1) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する目的を達成するために市長が必要と認める業務 (2) 留守家庭児童育成センターの利用申請受付及び利用許可に関する業務 (3) 留守家庭児童育成センターの施設及び設備の維持管理 (4) 留守家庭児童育成センター運営委員会に関すること。 (保護者、小学校代表、地域団体代表など地域の関係者や関係機関による運営委員会の設置が必要です。) (5) その他留守家庭児童育成センター設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務
	労働実態調査の結果： 問題なし 調査結果後の指示事項： 特になし
③指定管理者の提案による取組と今後の改善点など	当初及び指定期間中の提案： 市内3育成センター（香櫞園・用海・浜脇）との交流会を実施し、学校外での児童のつながりをつくる。また、キャンプ等の野外活動で全国的に高い評価を受けており、それらの実績を活かした専門的で効率的な事業運営を行う。夏休みには1泊のキャンプを実施している。
	取組結果： コロナ禍につき市内3育成センター交流会は3年生だけに限定し実施した。
	今後の改善点： 非日常的な行事に参加し、大学生のボランティアリーダーと交わることで、新たな気づきや関わりが生まれ、日常の保育現場でも活かされているため、引き続き、継続的に実施する。

施設利用状況(量)を示す指標名		単位	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)	R4年度(実績)	R5年度(計画)	備考
① 利用人数(4月1日現在)	人			295	264	470	443	
②								
③								
④								
⑤								

#### 4. 利用者アンケート等の結果

①利用者アンケート等の実施日・手法	実施年月:令和5年2月 手法:アンケート用封筒に入れ、育成センターへ提出
②利用者アンケート等の結果	回答数:浜脇78名、用海88名、香櫞園97名 児童が育成センターを楽しく過ごせているかについて、8割以上が「そう思う」、「ややそう思う」と回答している。一部のセンターで育成室の広さに対する意見が目立つ。
③結果からの改善点など	アンケート結果から運営について、高評価を得られている。しかし、利用者からの意見や要望等への対応については、改善の余地がある。

#### 5. 指定管理者の安定性や継続性の評価

①評価結果	指定管理者本体の経営状態について、「安全性」及び「収益性」の観点より経営分析を実施し、いずれの項目においても、問題はないといえる。また、指定管理業務における収支決算報告書からも、管理運営の安定性については、概ね良好といえる。
②評価結果を受けての指示事項	特になし

#### 6. 指定管理料及びその内訳(指定管理者の収入)

(単位:千円)

区分	R1年度(決算)	R2年度(決算)	R3年度(決算)	R4年度(決算)	R5年度(年度協定額)	△
指定管理料		85,302	97,730	172,887	153,726	
うち光熱水費		(1,337)	(1,627)	(2,859)		
うち修繕料		(76)	(5)	(105)		
うち備品費		(2,590)	(3,255)	(3,444)		
補足説明	「指定管理料」の「うち数」は、その金額が明確な場合にのみ記入している。また、「うち数」の合計は、指定管理料と同じではない。 (年度別校区数:R2、2校区 R3、2校区 R4、3校区 R5、3校区)					

#### 7. 使用料等の収納状況(市の収入)

(単位:千円)

区分	R1年度(決算)	R2年度(決算)	R3年度(決算)	R4年度(決算)	R5年度(予算)	△
使用料	339,549	265,607	360,429	381,385	388,753	
光熱水費等使用者負担金収入						
その他の収入						
合 計	339,549	265,607	360,429	381,385	388,753	
補足説明	使用料の徴収は市が直接行っており、収支状況を指定管理者の運営指標としていないため、使用料収入額は全育成センター一分をまとめて記入している。					

#### 8. 市による指定管理者の評価

①モニタリングの結果と総合評価	仕様書等に規定された業務はおおむね履行されている。 指定管理者から市への提出を義務づけている毎月の事業報告書、指定管理者の事務局への運営状況に関するヒアリング、令和4年度に市が実施した利用者アンケートの結果などを総合的に評価した結果、現在のところ良好に事業運営されていると判断している。  今後の課題として、以下の取組みを求める。 ・強靭な組織体制の確立と職員への指導力の発揮 ・職員の安定的確保や育成
②指摘事項	特になし